

富士宮市空家等除却工事費補助金

市では、空き家を除却し跡地の活用を進める方のため、空き家の除却費用の一部を補助します。補助金の交付を受けるには、事前申請が必要です。

対象者

空家の所有者等の権利者、または空家等の除却について権利者から同意を得た者
※共有名義の場合は、権利者全員の同意が必要

対象となる空家

市内に所在し、概ね1年以上居住その他の使用がされていない建築物のうち、以下のいずれかに該当するもの ※詳しくはお問合せください

- ・ **特定空家等**

市に特定空家等と認定されたもの(ただし、空家法第14条第2項の勧告を受けたものは除く)

- ・ **不良空家**

住宅の不良度の外観測定基準の評点が100点以上のもので、周囲に悪影響を及ぼす空家

- ・ **その他の空家等**

自治会等が地域活性化のために5年以上広場等に利用する予定の敷地に存在する空家等

対象工事

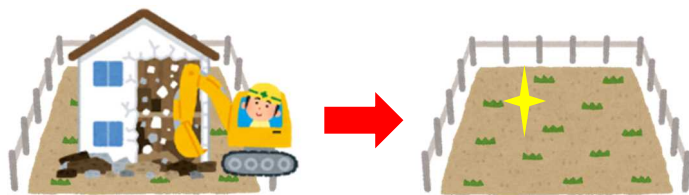
空家の除却及び除却に伴う廃材等の撤去及び処分に要する費用
※造作及び家財道具の撤去、運搬及び処分に係る費用は対象外

補助金の額

除却工事費の5分の4

最大50万円

※空家の面積に応じた限度額あり



その他要件等

- ・ 建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けた業者が行う除却工事であること
- ・ 補助金の交付決定を受けた後に除却工事を行うこと
- ・ 過去に市から補助金の交付を受けていないこと
- ・ 法人が所有する空家でないこと

《 問い合わせ先 》

富士宮市役所 建築住宅課 住宅管理係 (庁舎5階)

TEL:0544-22-1163 FAX:0544-22-1208